

### 三、 定年後のお金と社会保険

#### 1. 退職手当と税金（資料 4 頁）

（例）35 年間勤務し、退職手当を 2,000 万円もらった場合は？

#### 2. 雇用保険（資料 5 頁）

（1）離職して再就職まで → 基本手当、就業促進手当（再就職手当、就業手当、常用就職支度手当）

（2）60～65 歳未満の賃金が 60 歳時点の賃金の 75%以下に低下した場合  
→ 高年齢雇用継続基本給付金(60 歳に達した月から 65 歳に達する月まで)

（3）基本手当を受給し、60 歳以降の再就職で離職時の賃金の 75%以下に低下した場合 → 高年齢再就職給付金

（4）高年齢継続被保険者（65 歳に達した日の前日から 65 歳に達した日以後の日において雇用されている者）が失業した場合 → 高年齢求職者給付金

#### 3. 老齢年金

（1）いつから、何が受給できるのか（資料 6 頁）



（2）老齢年金の繰上げ・繰下げ（資料 7 頁）

①60 歳から特別支給の老齢厚生年金が支給されていた方(S16.4.2～S28.4.1 生)

②61～64 歳から特別支給の老齢厚生年金が支給される方(S28.4.2～S36.4.1 生)

③特別支給の老齢厚生年金が支給されない方(S36.4.2 生～)

(3) 働いた場合の年金支給額 (資料 8 頁)

※ 年金の併給調整は、年金制度加入者のみ

(4) 年金あれこれ (資料 10 頁)

4. 退職後の健康保険 → 次の3つから選択 (資料 11 頁参照)

(1) 任意継続被保険者

(2) 国民健康保険

(3) 他の健康保険の被扶養者

